

一般社団法人みよし市カヌー協会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人みよし市カヌー協会（以下「法人」という。）の会員に関して必要な事項を定め、会員の身分の安定を図ることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 法人の会員は、定款第5条に規定されたものとする。

(入会の手続き)

第3条 正会員として入会しようとする者は、入会申込書（様式第1号）により申し込むものとし、理事会の承認を得るものとする。

2 賛助会員（特別賛助会員を除く。以下同じ。）として入会しようとする者は、法人のホームページの申込フォームから必要項目に記入して申し込むものとする。

3 特別賛助会員の取扱いについては別に定める。

4 団体登録の場合は、5人以上のグループ登録（構成員は会員に限る。）とし、代表者（責任者）を必ず定める。

(入会資格基準)

第4条 賛助会員として入会しようとする者は、下記のいずれかに該当する者とする。

(1) みよし市内に在住又は、在勤、在学の小学3年生以上の者。ただし、18未満の者は、保護者の同意を必要とする。

(2) 愛知県カヌー協会のA会員であり、かつ公益社団法人日本カヌー連盟の賛助会員A登録をしている小学3年生以上の者。ただし、18歳未満の者は、保護者の同意を必要とする。

(3) 愛知県カヌー協会のB会員であり、かつ公益社団法人日本カヌー連盟の賛助会員B登録をしている小学3年生以上の者。ただし、18歳未満の者は、保護者の同意を必要とする。

(会費)

第5条 定款第7条に定める規定に基づき、会員が一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

【（一社）みよし市カヌー協会会費】

(1) 正会員 10,000 円

(2) 賛助会員 小学生 2,200 円、中学生 5,200 円、高校生 6,550 円、一般 6,550 円

(3) 特別賛助会員 個人・団体 10,000 円（1口）

【日本カヌー連盟及び愛知県カヌー協会会費】

(1) 賛助会員A 中学生・高校生 5,500 円、審判員 6,000 円、一般 6,500 円

賛助会員B 小学生 2,000 円、一般 2,500 円

(会費の納入)

第6条 法人に入会する正会員は、その事業年度分の会費を、賛助会員は会費を所定の方法により納入しなければならない。

(会費の用途)

第7条 会費は、一事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(登録)

第 8 条 賛助会員の登録受付は、年間を通じて随時行う。

(会員証)

第 9 条 会長は、賛助会員に会員証を交付する。

- 2 会員証は、常に携帯しなければならない。
- 3 他人への譲渡、貸与は出来ない。
- 4 会員証の提示を求められた場合は、提示しなければならない。
- 5 会員証を紛失、破損等した場合は、会長に届け出なければならない。

(退会)

第 10 条 正会員及び賛助会員が退会しようとするときには、退会届（様式第 2 号）を会長に提出しなければならない。

(除名)

第 11 条 法人が定めた規定に著しく違反し、又は虚偽があった場合は、定款第 9 条の規定に基づきその会員に対し、除名する旨を通知し除名する。

(施設・備品使用)

第 12 条 会員は、法人のカヌー艇、その他必要な備品及び競技場・更衣室等（研修室を除く。）（以下「備品等」という。）を使用することができる。

- 2 会員は、備品等の使用にあたっては、細心の注意をもって使用するものとし、故障・損傷等をさせた場合は、会長に物品等損傷報告書（様式第 3 号）を提出しなければならない。
- 3 会長は、前項の報告書の提出があった場合、損傷等の状況を確認するとともに、指示書（様式第 4 号）により復元方法の指示をするものとする。
- 4 報告者は、前項の指示書による内容により元通りに修理、復元又は弁償しなければならない。
- 5 備品等を使用した者は、カヌー競技場利用状況報告書（様式第 5 号）を提出しなければならない。

(利用計画書の提出・実績報告)

第 13 条 艇庫・湖面利用は、毎月の利用計画書に基づいて利用すること。利用計画書は、年間利用計画書を除き、毎月の利用予定前月 20 日までに事務局へ提出する。実績報告は、利用時間終了後速やかに報告することとする。

- 2 湖面利用は、愛知用水土地改良区の許可のもと利用できる。
- 3 利用計画書及び実績報告書の様式は、次の項目を網羅すること。
 - (1) 代表者・指導者（責任者）の連絡先（住所・電話番号等）
 - (2) 参加人数（男女別）
 - (3) 利用日、時間
 - (4) 練習等、利用内容
 - (5) 利用施設・備品（艇庫 1F 事務室、2F 研修室、艇、モーターボート、パドル、ジャケット、その他）及び利用後点検等確認

(施設・湖面利用の制限)

第 14 条 施設の利用期間及び利用時間は、次表のとおりとする。

	夏季期間(4 月から 9 月まで)	冬季期間(10 月から翌年 3 月まで)
三好池	午前 9 時から午後 7 時まで	午前 9 時から午後 7 時まで
保田ヶ池		午前 9 時から午後 6 時まで

- 2 三好池及び保田ヶ池の湖面（以下「湖面」という。）の利用時間は、施設の利用時間又は日没のいずれか早い時間までとする。
- 3 施設及び湖面は、次の期間は利用できないものとする。
 - (1) 月曜日
 - (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から12月31日まで
 - (3) 協会が主催又は共催する大会又はイベントの日
 - (4) その他会長が必要と認めた日
- 4 遊泳、釣り等の行為は禁止
- 5 湖面の単独利用は禁止（必ず3人以上で）
- 6 18歳未満の会員は代表者（責任者）または、指導者が必ず同伴すること。
- 7 施設・湖面を利用する時若しくは利用を取り消す時は、その都度、利用開始予定時間前に事務局まで申し出ること。
- 8 退会又は除名された個人及び団体は利用禁止とする。
（その他）

第15条 施設利用の際は、整理・整頓に心掛けること。

- 2 競技場の水質管理は、細心の注意を払うこと。
 - 3 利用施設の清掃は利用の度、行うこと。
 - 4 私物は施設内に置かないこと。破損紛失等した場合は個人の責任とする。
 - 5 施設・湖面を利用する時の事故等に対しては、全て、代表者（責任者）又は、会員個人の責任とする。
 - 6 会員相互の連絡は密にし、親睦を図ること。
 - 7 施設内外の美化に努めること。
 - 8 当施設・競技場で行われる各種行事には、積極的に参加協力すること。
- （補則）

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

（改廃）

第17条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、法人の設立の登記の日から施行する。（令和6年4月1日）

附 則（令和7年2月15日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。